

建築工期・建築工法・建築作業・危険防止計画書（例）

（建築工期）

建築工事期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より、〇〇ヶ月間とする。（別紙工程表のとおり）

（建築工法）

工事種別	使用機器
基礎工	掘削機、コンクリート打設機、削岩機
土木工	空気圧縮機、コンクリートカッター、てん圧機
防水工	インパクトレンチ、〇〇
〇〇工	〇〇、〇〇
〇〇工	〇〇、〇〇

当該工事に伴い発生する騒音、振動については、騒音規制法、振動規制法等に定められた規制基準を遵守するものとする。

（建築作業）

- 作業時間は、午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分までとする。但し、騒音、振動を伴う機械等の使用は、午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分までとする。
- 特別の自由による作業日変更及び作業時間の延長については〇日前までに、工事施工者は自治会に文書でその理由を申し出て、承認を得た上で作業を行う。
- 日曜日は、原則として工事は行わない。

（危険防止）

- 工事施工者は、工事責任者を定めて現場に常駐させ、作業中に問題が生じた場合は、適切に対処できるよう配慮するものとする。
- 工事施工者は、工事車両の通行について、適時、交通誘導員を配置し、通行人並びに一般車両の通行を妨げることのないようにする。また、工事車両は常に安全徐行運転は勿論のこと、通行人、一般車両を優先させることとする。
- 工事現場の出入口については、特に歩行者の安全確保及び路上の清掃に努めるものとする。
- 工事業車両の通行時間は、前文に定める作業時間内とし、原則として通学時間帯は避けるものとする。但し、緊急事態等やむを得ない場合はこの限りでない。
- 工事施工者は、工事車両等が、作業所付近の路上に不法駐車しないよう充分管理するものとする。
- 騒音・粉塵が発生する作業等においては、防音防塵対策として安全ネット、安全シート等を設け、工事現場内外の影響には万全を期する。
- 工事用材料等は、安全な場所に整理し集積する。
- 工事中、危険物を使用する場合は、安全管理に充分注意する。